

ID: 60

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市まちなか交通広場条例 第6条第1項		
例規番号	令和3年条例第40号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び第7条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第6条 第4条第1号の施設を使用しようとする法第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者及び第4条第2号の施設を使用しようとする法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、一般乗用旅客自動車運送事業者が第4条第2号の施設において旅客を降車させる場合は、この限りではない。</p> <p>2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第7条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者又は許可を受けた者(以下「使用者」という。)が広場の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例、この条例に基づく規則又は前条第2項の許可の条件に違反するとき。 (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (3) 使用の許可の目的以外の目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	令和6年4月1日

ID: 264

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	十和田市官庁街周辺広場条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第192号		
【基準】			
<p>第5条及び第9条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第5条 広場において、次の各号のいずれかに掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、音楽会その他これらに類する催しのために広場の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、公衆の広場の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項の許可を与えることができる。</p> <p>4 市長は、広場の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可について条件を付すことができる。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を拒み、若しくは取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止を命じ、若しくは広場からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 広場の設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (4) この条例、この条例に基づく規則又は第5条第4項の許可の条件に違反したとき。 (5) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 266

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	十和田市官庁街周辺広場条例 第7条第2項ただし書		
例規番号	平成17年条例第192号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 第5条第1項の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を前納しなければならない。ただし、当該許可の期間が1か月に満たない場合の使用料の額は、同表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。</p> <p>2 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 267

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	十和田市官庁街周辺広場条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第192号		
【基準】			
<p>第8条及び十和田市官庁街周辺広場条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 市長は、公益上特に必要があると認める場合は、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第8条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号のいずれかに該当する場合に、これを行うものとする。</p> <p>(1) 市の主催又は共催による使用の場合</p> <p>(2) 市の後援による使用の場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、特別の理由があると認めた場合</p> <p>2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、広場使用料減免申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請が適当と認めた場合は、広場使用料減免決定通知書(様式第5号)を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 269

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	建築許可及び変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	十和田市特別用途地区内における建築物の建築の制限に関する条例 第4条ただし書		
例 規 番 号	平成20年条例第42号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (特別用途地区内の建築制限)</p> <p>第4条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が当該地区における適正かつ合理的な土地利用を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合(当該許可を受けた事項の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)を許可した場合を含む。)は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	十和田市都市公園条例 第2条第1項及び第2項(第21条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第195号		
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項又は前項の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 公衆の都市公園の利用に支障があると認めるとき。 (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>5 市長は、法第6条第1項又は第3項の許可を与える場合において、その都市公園の占有が前項各号のいずれかに該当するときは、当該許可をしない。</p> <p>6 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 272

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用料等の還付承認		
例規名 根拠条項	十和田市都市公園条例 第10条ただし書(第21条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第195号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料等の還付)</p> <p>第10条 既に納付した使用料等は、還付しない。ただし、使用者又は占有者の責めに帰することのできない理由により、その使用又は占有が不能となった場合においては、この限りでない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 274

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	十和田市都市公園条例 第19条(第21条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第195号		
【基準】			
<p>第19条及び十和田市都市公園条例施行規則第5条の規定による。 (使用料等の減免)</p> <p>第19条 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可を受けた者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為をすることができなくなった場合その他市長が必要と認める場合においては、使用料等の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第5条 条例第19条の規定による市長が必要と認める場合とは、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 市の主催又は共催による使用のとき。</p> <p>(2) 市の後援による使用のとき。</p> <p>(3) その他特別の理由があると認めたとき。</p> <p>2 使用料の減免を受けようとする者は、公園使用料減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の申請が適当と認めた場合、公園使用料減免決定通知書(様式第12号)を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	入居の許可
例規名 根拠条項	十和田市営住宅条例 第8条
例規番号	平成17年条例第200号
<p>【基準】</p> <p>第6条から第9条までの規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する災害により滅失した住宅に居住していた者及び事業の実施に伴い移転が必要となった者にあつては第2号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。 ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に規定する場合 21万4,000円 イ 市営住宅が法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 15万8,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。 (3) 住民税を滞納していない者であること。 (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>2 法第23条第1号イの条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合 ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者 エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p>	

(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

3 改良住宅に入居することができる者は、改良法第18条に規定する資格を有する者でなければならない。ただし、同条の規定により入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、第1項(第1号イを除く。)に規定する資格を有する者を改良住宅の入居資格者とする。

4 前項ただし書の場合において、第1項第1号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はウ」と、同号ア中「21万4,000円」とあるのは「13万9,000円」と、同号ウ中「ア及びイ」とあるのは「ア」と、「15万8,000円」とあるのは「11万4,000円」と読み替えるものとする。

(入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第1号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み等)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で、市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをし、その許可を受けなければならない。

(新設住宅の入居者の選考)

第9条 市長は、新設住宅(市営住宅のうち、新たに建設、買取り又は借上げを行い、かつ、供用を開始していないものをいう。以下同じ。)の入居の申込みをした者の数が入居させるべき新設住宅の戸数を超える場合の入居者の選考については、当該申込者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの新設住宅に入居することができるよう配慮し、次のいずれかに該当する者のうちから行うものとする。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な理由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において、入居順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 第2項に規定する住宅に困窮する度合いの判定基準は、十和田市営住宅入居者選考委員会の意見を聴いて定める。

5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦若しくは寡夫、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに新設住宅に入居することを必要としている者については、前3項の規定にかかわらず、市長が割当てをした新設住宅に優先的に選考して入居させることができる。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 290

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	十和田市営住宅条例 第16条(第30条第3項、第32条第3項及び第45条において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成17年条例第200号		
【基準】			
<p>第16条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 市長は、次に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、その申請により家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者の収入が著しく減少したとき。 (3) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (4) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (5) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。 			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 294

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市営住宅条例 第42条第1項		
例規番号	平成17年条例第200号		
<p>【基準】 第42条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第42条 市長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が、市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 298

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	入居の決定		
例規名 根拠条項	十和田市特定公共賃貸住宅管理条例 第7条第2項		
例規番号	平成17年条例第201号		
【基準】			
<p>第6条から第9条までの規定による。 (入居者の資格)</p> <p>第6条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 所得が施行規則第26条第1号及び第2号に基づき市長が定める基準に該当する者であつて、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻予約者を含む。第4号において同じ。)があるもの</p> <p>(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であるものとして市長が認めるもの</p> <p>(3) 同居親族がない入居者の居住の用に供する特定公共賃貸住宅については、同居親族がない者であつて、市長が定める基準に該当するもの</p> <p>(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないもの</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前条に規定する入居者の資格を有する者で特定公共賃貸住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の中から特定公共賃貸住宅の入居者を決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という)に対し通知するものとする。</p> <p>(入居者の選定)</p> <p>第8条 入居の申込みを受理した戸数が特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、別に定める十和田市営住宅入居者選考委員会又は抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。</p> <p>(入居者の選定の特例)</p> <p>第9条 市長は、同居親族が多い者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定めるものについては、施行規則第29条の規定に基づき入居者を選定することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 300

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	家賃又は入居者負担額の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	十和田市特定公共賃貸住宅管理条例 第15条第1項及び第17条第2項
例規番号	平成17年条例第201号
<p>【基準】</p> <p>第15条及び第17条並びに十和田市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則第17条の規定による。</p> <p>(家賃の減額)</p> <p>第15条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸住宅の管理開始後20年を限度として、家賃の減額を行うことができる。</p> <p>2 市長が前項の規定に基づき家賃の減額を行う場合には、前条の家賃に代えて第17条に規定する入居者負担額を市長は入居者から徴収し、入居者は納付するものとする。</p> <p>(入居者負担額)</p> <p>第17条 市長は、毎年、入居者の所得、特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過年数等を勘案して規則で定める方法により、入居者負担額を決定するものとする。</p> <p>2 市長は、第14条第2項及び第15条第2項の規定にかかわらず、特別な事情があると認める場合は、家賃又は入居者負担額を減免し、又は徴収を猶予することができる。</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第13条 条例第17条第2項の特別な事情があると認める場合は、次のいずれかに掲げる場合とする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者が病気又は負傷したとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(3) その他前2号に準ずる特別な事情があるとき。</p> <p>2 条例第17条第2項の規定により家賃又は入居者負担額の減免若しくは徴収猶予を受けようとする入居者は、特定公共賃貸住宅家賃(入居者負担額)減免(徴収猶予)申請書(様式第17号)に次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 医療関係の証明書</p> <p>(2) 被災証明書</p> <p>(3) その他市長が指定する証明書又は書類</p> <p>3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その減免又は徴収猶予の可否を決定し、特定公共賃貸住宅家賃(入居者負担額)減免(徴収猶予)決定通知書(様式第18号)により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 市長は、家賃の減免又は徴収猶予の事由が消滅したときは、これを取り消すものとする。</p> <p>5 条例第17条第2項の規定による減免又は徴収の猶予をすることのできる期間は、1年以内とする。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1001

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	広告物の表示及び掲出物件の設置の許可		
例規名 根拠条項	青森県屋外広告物条例 第6条		
例規番号	昭和50年青森県条例第45号		
【基準】			
<p>第6条の規定による。 (許可地域)</p> <p>第6条 次に掲げる地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 第4条第1号及び第4号から第8号までの規定により知事が指定する区域</p> <p>(2) 道路及び鉄道等(第4条第9号に該当するものを除く。)の知事が指定する区間</p> <p>(3) 道路及び鉄道等から展望することができる地域(第4条第10号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域</p> <p>(4) 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域(第4条第12号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域</p> <p>(5) 港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域(第4条第13号に該当するものを除く。)で、知事が指定する区域</p> <p>(6) 都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域(第4条に規定する地域及び場所並びに前各号に掲げる地域を除く。)</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1002

担当部署: 建設部 都市整備建築課

<p>処分の概要</p>	<p>自己の氏名、名称、店名及び商標並びに自己の事業及び営業の内容を表示するため、自己の住所並びに事業所、営業所及び作業場に表示する広告物及びこれを掲出する掲出物件で、第8条第2項第1号に掲げるもの以外のものの表示及び設置の許可</p>		
<p>例規名 根拠条項</p>	<p>青森県屋外広告物条例 第8条第5項</p>		
<p>例規番号</p>	<p>昭和50年青森県条例第45号</p>		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (適用除外) 第8条 5 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。</p>			
<p>標準処理期間</p>	<p>30日</p>		
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>令和4年4月30日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>

ID: 1003

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	道標、案内図板、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物(第8条第2項第6号に該当するものを除く。)及び掲出物件の表示及び設置の許可		
例規名 根拠条項	青森県屋外広告物条例 第8条第6項		
例規番号	昭和50年青森県条例第45号		
<p>【基準】 第8条の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条 6 道標、案内図板、公共掲示板その他の公衆の利便に供することを目的とする広告物(第2項第6号に該当するものを除く。)又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	許可の期間の更新		
例規名 根拠条項	青森県屋外広告物条例 第10条第3項		
例規番号	昭和50年青森県条例第45号		
【基準】			
第10条の規定による。 (許可の期間及び条件)			
第10条 知事は、第6条又は第8条第5項若しくは第6項の規定による許可をする場合においては、3年を超えない範囲内で許可の期間を定めるものとする。			
2 知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。			
3 知事は、申請に基づき、第1項の規定による許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	広告物及び掲出物件の変更及び改造の許可		
例規名 根拠条項	青森県屋外広告物条例 第11条第1項		
例規番号	昭和50年青森県条例第45号		
【基準】	<p>第11条の規定による。 (変更等の許可)</p> <p>第11条 第6条又は第8条第5項若しくは第6項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年4月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 建設部 都市整備建築課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	十和田市ふれあい広場条例 第4条第1項		
例規番号	平成17年条例第119号		
【基準】			
<p>第4条及び第5条並びに十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 広場の全部又は一部を占有して使用する場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の許可に当たって広場の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者又は許可を受けた者が、広場の使用につき次の各号のいずれかに該当するときは、広場の使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 広場の設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (4) この条例、この条例に基づく規則又は前条第2項の許可の条件に違反したとき。 (5) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (6) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日